

緊急災害対策資金の概要

項 目	施 設 復 旧 資 金	経 営 安 定 資 金
保 証 対 象 者	東日本大震災及び福島第一原子力発電所により被害を受けた農業者（法人・個人） ※農協の組合員又は基金協会の会員であることが必要となります。	
資 金 使 途	設備資金	運転資金
保 証 限 度 額	500 万円以内	300 万円以内
保 証 期 間	10 年以内	7 年以内
貸 付 形 態	証書貸付・手形貸付	
返 済 方 法	元金均等返済（月賦、半年賦、年賦） 又は期日一括返済（保証期間1年以内の場合のみ）	
据 置 期 間	3 年以内	1 年以内
貸 出 金 利	金融機関所定利率	
保 証 人	法人：代表者のみ 個人：原則、不要	
担 保	原則、不要	
保 証 料 率	0.29%	
そ の 他	最終償還時の年齢は原則として76歳未満とする (76歳以上となる場合は後継者を連帯債務者又は連帯保証人とする)	
取 扱 期 限	平成24年12月28日まで（債務保証委託申込日基準）	